

平成29年度から適用される市民税・県民税に係る税制改正

給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を「平成28年分は1,200万円（控除額230万円）に、平成29年分以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる」こととされました。

	上限が適用される給与収入	給与所得控除の上限額
H26～H28年度 (H25～H27年分)	1,000万円以上 1,500万円未満	収入金額×95%－170万円
	1,500万円以上	245万円
H29年度 (H28年分)	1,000万円以上 1,200万円未満	収入金額×95%－170万円
	1,200万円以上	230万円
H30年度以降 (H29年分以降)	1,000万円以上	220万円

給与所得者の特定支出控除の見直し

給与収入金額にかかわらず、一律に前年中の特定支出合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する額を超える場合は、その超える額を給与所得控除額に加算できることとされました。

前年中の給与収入 金額	適用判定の基準となる特定支出合計額	
	平成28年度以前	平成29年度以降
1,500万円以下	前年中の給与所得控除額の2分の1	前年中の給与所得控除額の2分の1
1,500万円超	125万円	

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化

日本国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける者は、『親族関係書類』及び『送金関係書類』を添付又は提示が義務化されました。

※1 給与等の年末調整や公的年金受給者が、国外居住親族(16歳未満の扶養親族含む)に係る『親族関係書類及び送金関係書類』を扶養控除等申告書に添付又は提示している場合は除きます。

※2 『親族関係書類』及び『送金関係書類』が外国語で作成されている場合には翻訳文を添付しなければなりません。

『親族関係書類』…

次の i・ii のいずれかの書類で、国外居住親族が納税者の親族であることを証するもの。

i 納税者の国外居住親族が日本人である場合

「戸籍の附票の写し」その他、国又は地方公共団体が発行した書類及び当該国外居住親族の旅券の写し

ii 納税者の国外居住親族が外国人である場合

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

（その国外居住親族の氏名・生年月日・住所(居所)の記載があるものに限る）

『送金関係書類』…

その年における次の i 又は ii の書類で、その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度行ったことを明らかにするもの。

i 金融機関の書類又はその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者から、その国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類（送金依頼書など）

- ii いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品などを購入したこと、及びその商品購入代金に相当する額を納税者から受領したことを明らかにする書類（クレジットカード利用明細書など）

金融所得課税の一体化

これまで公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なりましたが、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとされました。

○ 公社債は、特定公社債等と一般公社債等に区分した上で、課税方式が変更。

（特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、H27.12.31以前に発行された公社債などの一定の公社債のこと。）

公社債	
特定公社債等	一般公社債等
特定公社債	特定公社債以外の公社債
公募公社債投資信託の受益権	私募公社債投資信託の受益権
証券投資信託以外の公募公社債投資信託の受益権	証券投資信託以外の私募公社債投資信託の受益権
特定目的信託の社債的受益権での公募のもの	特定目的信託の社債的受益権での私募のもの

・ 特定公社債等の利子は、源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）から申告分離課税（所得税15%、住民税5%）に統一されます。

・ 一般公社債等の利子等については、20%の源泉分離課税が維持されます。

・ 特定公社債等の譲渡益については、非課税から20%の申告分離課税に課税方式が変更されるとともに、税制上、上場株式等と同様の取扱いとされます（損益通算、繰越控除が可能）。

・ 平成28年1月1日以降に行う割引債の償還及び譲渡については、20%の申告分離課税されます。

平成27年12月31日以前に発行され償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、18%の源泉分離課税（所得税18%、住民税非課税）が維持されます。

税率		現行 (~平成27年12月31日)	改正後 (平成28年1月1日~)	
内容	所得区分	公社債等	特定公社債等	一般公社債等
利息・利子	利子所得	源泉分離課税(申告不要) 20%(所得税15%、住民税5%)	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%) ・ 申告不要とした場合、譲渡損失との損益通算はできません。	源泉分離課税(申告不可) 20% (所得税15%、住民税5%)
売却益・譲渡損益	譲渡所得	非課税	譲渡所得として申告分離課税 20%(所得税15%、住民税5%) ・ 源泉徴収あり特定口座は申告不要 ・ 確定申告により3年間損失の繰越控除が可能	譲渡所得として申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)
償還差益	雑所得	総合課税 (所得税5%~45% 超過累進課税、住民税5%) (注意)割引債は発行時18%の源泉分離課税(所得税18%、住民税非課税)		

【注意】

- ・ 所得税においては、平成25年から平成49年までの間に生じる所得について、確定申告や源泉徴収の際には、表中の税率とは別に2.1%の復興特別所得税が課されます。
- ・ 平成28年1月から特定公社債等についても、特定口座で計算される所得の対象として受け入れることができることとされました。
- ・ 平成28年1月1日以降、特定公社債等の利子等については、利子割（住民税5%）の課税対象から除外したうえで、配当割の課税対象とされます。
- ・ 源泉徴収選択特定口座内の特定公社債等の譲渡所得として申告した場合、株式等譲渡所得割の課税対象とされます。

○ 損益通算・繰越控除・分離課税制度の改組。

従来可能であった「上場株式等」と「一般株式等(未上場株式等)」の間での損益通算ができなくなりました。H28.1月からは、次の i・ii の区分による別々の分離課税制度に改組されます。

区分		各区分内の 損益通算	各区分内の 繰越控除
i	特定公社債及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税 (申告分離課税を選択された上場株式等の配当所得との損益通算も可能)	可	可
ii	一般公社債等及び一般株式等(未上場株式等)に係る譲渡 所得等の分離課税	可	不可

被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした者が、H28.4.1～H31.12.31の間に譲渡をした場合には、一定の要件の下、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用できます。

上場株式等に係る配当所得等の個人住民税の課税方式に関する措置

特定上場株式等の配当所得や譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を適用できることが明確化されました。

従来は、所得税と個人住民税は同じ課税方式が適用されていましたが、個人住民税の申告をしていただくことにより、所得税と異なる課税方式を選択できるようになりました。

住宅ローン控除適用期限の延長

個人住民税における住宅ローン控除の拡充等の措置について、居住年の対象期間が平成33年12月31日まで2年6カ月延長されます。